

ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領

平成19年3月23日	県流第508号部長通知
平成20年3月11日	県流第577号改正
平成20年8月1日	県流第268号改正
平成21年3月26日	県流第604号改正
平成22年3月29日	県流第628号改正
平成23年3月22日	県流第819号改正
平成24年3月29日	県流第709号改正
平成25年3月28日	県流第640号改正
平成25年5月23日	県流第124号改正
平成26年3月20日	県流第702号改正
平成27年3月20日	県流第631号改正
平成27年12月10日	県流第591号改正
平成28年3月25日	県流第913号改正
平成29年3月23日	県流第731号改正
平成30年3月27日	県流第917号改正
平成30年4月4日	県流第16号改正
平成30年5月15日	県流第135号改正
平成31年3月22日	県流第840号改正
令和2年3月23日	県流第742号改正
令和2年6月26日	県流第199号改正
令和3年3月24日	県流第809号改正
令和4年3月28日	県流第648号改正
令和5年3月22日	県流第843号改正
令和5年4月10日	県流第18号改正
令和6年3月29日	県流第766号改正
令和7年3月24日	県流第792号改正
令和8年3月31日	県流第786号改正

(目 的)

第1条 木材需要の大部分を占める住宅建築における岐阜県産材（以下「県産材」という。）の利用を拡大することを目的として、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知）により産地及び合法性が証明された木材（以下「ぎふ証明材」という。）、ぎふ性能表示材推進制度実施要領（平成22年6月11日ぎふ性能表示材認証センター施行）により認証された木材（以下「ぎふ性能表示材」という。）又はJAS（日本農林規格）製品を構造材又は内装材に一定量以上使用した住宅の建築主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その取扱いは岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 申請住宅

補助金の交付を受ける対象として申請する住宅

(2) 補助住宅

補助金の交付を受ける対象となった住宅

(3) 構造材

土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、方づえ、火打ちに使用される部材

(4) 県内リノベーションタイプにおいて補助対象とする部材（以下「準構造材」という。）

間柱、筋かい

(5) 内装材

住宅内部の床面、壁面及び天井面に内装仕上げとして使用される部材
(造り付けの棚・家具類を除く)

(6) 工事完了日

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第7条第1項又は第7条の2第1項に定める検査が必要な住宅については、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証の交付日とする。同法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が不要な住宅については、申請住宅の施工者（以下「施工工務店等」という。）が作成する工事完了日を明記する書類（例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書等）に記載する工事完了日とする。

(補助事業者等の要件)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する申請住宅の建築主とする。

(1) 県が実施する構造材、準構造材又は内装材に対する他の補助金、利子補給及び産直住宅普及活動支援事業補助金を受けない住宅（ただし、岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受ける住宅で、当該補助金の交付の対象となる経費から、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の額を減額するもの及び岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金の交付を受ける住宅で、当該補助金の交付の対象となる経費から、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の補助対象経費を減額するものについては、県が実施する構造材、準構造材又は内装材に対する他の補助金を受けない住宅とみなす。）

(2) 別表1のいずれかの要件に該当する住宅

2 施工工務店等は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する者

(2) ぎふの木で家づくり協力工務店である者又は当事業実施後にぎふの木で家づくり協力工務店の認定を受ける者

3 別表1に規定する構造材について、丸太梁等、ぎふ性能表示材又はJAS製品の対象とされない形状又は規格による場合は、ぎふ証明材の使用をもって、ぎふ性能表示材の使用とみなすことができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(申請住宅の申請枠登録の申込)

第5条 別表1の県内新築タイプ又は県外新築タイプの補助金の交付を受けようとする者は、申請住宅にかかる建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に定める確認済証の交付日(同法第6条の申請が不要な申請住宅については、建築基準法第15条第1項に定める建築工事届の届出日)から工事完了日までの間に、申請住宅の申請枠の登録(以下「申請枠登録」という。)を申込むことができる。

- 2 申請枠登録を希望する者は、補助住宅申請枠登録申込書(様式第1号)(以下「申請枠登録申込書」という。)に別表3に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、申請住宅が県内新築タイプに該当する場合は、申請住宅の建築場所を所管する農林事務所長(以下「所長」という。)を経由するものとする。
- 3 申請枠登録の受付期間は、当該年度の4月15日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)から9月30日(閉庁日の場合はその直前の開庁日)までとする。なお、郵送による送付の場合は4月15日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)以降9月30日(閉庁日の場合はその直前の開庁日)までに到着したものを受け付ける。
- 4 知事又は所長は、第2項により提出された申請枠登録申込書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該申請枠登録申込書に受付番号と受付年月日を記入し、收受印を押して、写しを申込者に交付するものとする。
- 5 所長は、受け付けた申請枠登録申込書の内容を記入した申請者管理表(様式第7号)を翌日までに県産材流通課長(以下「課長」という。)へ提出するとともに、すみやかに申請枠登録申込書を課長へ提出するものとする。

(補助住宅の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事完了日から起算し90日以内(工事完了日から起算して90日目が開庁日の場合はその直前の開庁日)に、補助住宅申込書兼補助金交付申請書(様式第2号の1、2、3又は4)(以下「交付申請書」という。)に別表4に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、申請住宅が県内新築タイプ、県内リノベーションタイプ又は県内改修タイプに該当する場合は、所長を経由するものとする。

- 2 交付申請の受付期間は、当該年度の4月15日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)から1月31日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)までとする。なお、郵送の場合は4月15日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)以降1月31日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)までに到着したものを受け付ける。
- 3 知事又は所長は、第1項により提出された交付申請書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該交付申請書に受付番号と受付年月日を記入し、收受印を押して、写しを申請者に交付するものとする。ただし、前条第4項で受け付けた申請枠登録申込書の申請住宅の交付申請書の受付番号は、同項の受付番号と同じ番号とする。
- 4 所長は、受け付けた交付申請書の内容を記入した申請者管理表(様式第7号)を翌日までに課長へ報告するものとする。

(補助の対象とする住宅の選定)

第7条 申請枠登録申込書及び交付申請書（以下「申請書等」という。）は別に定める補助予定棟数及び予算の範囲内で受け付けるものとする。なお、申請書等の受付件数の総数が補助予定棟数又は予算の上限に到達した場合は、補助予定棟数又は予算の上限に到達した日に受け付けたすべての申請書等の中から抽選で補助の対象とする住宅を選定するものとする。

2 県内新築タイプ、県内リノベーションタイプ及び県内改修タイプ申込者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合は、移住定住枠に申し込めるものとし、移住定住枠への申し込みのある申請書等は、別に定める移住定住枠数の範囲内で優先的に補助の対象とする住宅として選定するものとする。

(申請内容等の変更)

第8条 申請者は、申請書等の提出後、内容に変更があった場合は、申請書等の提出先に補助住宅内容変更届（様式第8号）（以下「変更届」という。）を提出し、知事の補助条件の確認を受けなければならない。ただし、申請枠登録申込書の内容の変更で、補助金申請額が増とならないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、国が実施する構造材又は内装材に対する他の補助金又は利子補給（以下「国補助金等」という。）との併用の有無が変更となる場合は、変更届を提出するものとする。

3 申請者は、申請住宅が補助条件を満たさなくなった場合は、申請書等の提出先に補助住宅申請取り下げ書（様式第9号）を提出するものとする。

(事業内容の確認)

第9条 知事又は所長は、第6条第4項に定める交付申請書の受付後、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金確認要領（平成19年3月23日付け県流第509号林政部長通知。以下「確認要領」という。）により書類確認及び必要に応じて現地確認を行うものとする。

2 申請者又は施工工務店等は現地確認に立ち会うものとする。

3 所長は、第1項の確認後、交付申請書及び確認要領による確認調書の写しを課長に提出するものとする。

(補助住宅の採択等)

第10条 知事は、前条の事業確認の結果、補助住宅として適当であると認められる申請住宅を補助住宅と決定するものとする。

2 前項により決定した補助住宅の補助事業者に対し、知事は、規則第5条第1項及び第14条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を通知（様式第10号）するものとする。

3 知事は、補助住宅として採択されなかった申請者に対して、補助住宅の不採択を通知（様式第11号）するものとする。

4 課長は、前各項の規定による補助住宅採択結果を所長に通知（様式第12号）するものとする。

(補助金の請求・支払)

- 第11条 補助事業者は、前条第2項の交付決定及び額の確定の通知を受けた場合、別に定める期日までに補助金交付請求書(様式第14号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、補助事業者から前項の補助金交付請求書の提出があった場合、受け付けた日から15日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

- 第12条 補助事業者が提出した書類に虚偽の事項を記載した場合又は補助金の交付に関し、不正な行為があった場合、知事は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 前項の処分に関して補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

- 第13条 申請者及び補助事業者は当該事業の遂行にあたり岐阜県に全面的に協力するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、県産材の利用拡大のため、県からの県産材や木造住宅に関するアンケートの実施、又は補助住宅に関する情報提供等に協力するものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則 (平成19年3月23日 県流第508号部長通知)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成20年3月11日 県流第577号改正)
- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成20年8月1日県流第268号)
- 1 この要領は平成20年度事業から適用する。
- 附 則 (平成21年3月26日 県流第604号改正)
- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成22年3月29日 県流第628号改正)
- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年3月22日 県流第819号改正)
- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成24年3月29日 県流第709号改正)
- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成25年3月28日 県流第640号改正)
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成25年5月23日 県流第124号改正)
- 1 この要領は、平成25年5月23日から施行する。
- 附 則 (平成26年3月20日県流第702号改正)
- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する
- 附 則 (平成26年10月3日 県流第375号改正)
- 1 この要領は、平成26年11月4日から施行する。

附 則 （平成27年3月20日 県流第631号改正）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月10日 県流第591号改正）

- 1 この要領は、平成27年12月10日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日 県流第913号改正）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月23日 県流第731号改正）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月27日 県流第917号改正）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年4月4日 県流第16号改正）

- 1 この要領は、平成30年4月4日から施行する。

附 則 （平成30年5月15日 県流第135号改正）

- 1 この要領は、平成30年5月15日から施行し、平成30年度申請分から適用する。

附 則 （平成31年3月22日 県流第840号改正）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月23日 県流第742号改正）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年6月26日 県流第199号改正）

- 1 この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則 （令和3年3月24日 県流第809号改正）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月28日 県流第648号改正）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月22日 県流第843号改正）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年4月10日 県流第18号改正）

- 1 この要領は、令和5年4月10日から施行する。

- 2 この要領による改正後の様式第1号、様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3及び様式第4号については、令和5年4月28日までの間なお従前の様式によることができる。

附 則 （令和6年3月29日 県流第766号改正）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月24日 県流第792号改正）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月31日 県流第786号改正）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関連）申請住宅の要件

申請住宅は、次のいずれかに該当するものとする。

県内新築タイプ	次のすべての条件に該当することとする。 ①自ら又は家族が居住するため県内に新築等 ^{※1} をする木造住宅 ^{※2} ②「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品 ^{※3} 」（以下「性能表示材等」という。）を構造材に80%以上使用する住宅
県外新築タイプ	次のすべての条件に該当することとする。 ①自ら又は家族が居住するため県外に新築等 ^{※1} をする木造住宅 ^{※2} ②性能表示材等を構造材に80%以上使用する住宅 ③補助住宅に申込をした年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに施工工務店等が完成見学会等（以下「見学会」という。）又は施工工務店等が管理するホームページ若しくはソーシャルメディア等を活用した広報（以下「広報」という。）により、岐阜県産材のPRを実施する住宅
県内リノベーションタイプ	次のすべての条件に該当することとする。 ①県内の、自ら又は家族が居住する住宅 ^{※2} ②構造材に「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品 ^{※3} 」を使用、もしくは準構造材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を使用してリノベーション ^{※4} を行う住宅
県内改修タイプ	次のすべての条件に該当することとする。 ①県内の、自ら又は家族が居住する住宅 ^{※2} ②内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を20m ² 以上使用して内装木質化工事を行う住宅

※1 新築等 住宅の建築、既存住宅への増築及び居住の用に供されたことのない新たに建築された住宅の購入をいう。

※2 住宅 賃貸及び販売等営利を目的とするものを除く。

※3 対象となるJAS製品

部材名	JAS製品の区分
構造材（横架材） ※準構造材を含む	機械等級区分構造用製材，構造用集成材
構造材（横架材以外） ※準構造材を含む	機械等級区分構造用製材， 人工乾燥構造用製材，構造用集成材
内装材	人工乾燥造作用製材，造作用集成材

※4 リノベーション 住宅の修繕又は模様替えをいう。

別表2（第4条関連）補助金額

補助金額は、次のとおりとし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、申請住宅が当該補助金とは別に国補助金等の交付を受ける場合、この表に掲げる額に100分の55を乗じて得た額を補助金額とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

タイプ別	条件	1棟あたりの補助金額
県内新築タイプ	<p>(補助金額) 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、①又は①と②の合計額を助成 (上限300,000円、下限150,000円)</p> <p>①構造材 性能表示材等の使用量 (m³) × 2万円/m³</p> <p>②内装材 ぎふ証明材及び性能表示材等の使用量 (m²) × 2千円/m²</p> <p>(内装材の性能表示材等加算) 内装材に性能表示材等を使用した場合、下記金額を加算 (上限20,000円)</p> <p>・内装材 性能表示材等の使用量 (m²) × 400円/m²</p>	<p>上限 320,000円 下限 150,000円</p> <p>国補助金等との併用あり (補助金額×0.55) 上限 176,000円 下限 82,000円</p>
県外新築タイプ	<p>(補助金額) 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、①又は①と②の合計額を助成 (上限200,000円、下限150,000円)</p> <p>①構造材 性能表示材等の使用量 (m³) × 2万円/m³</p> <p>②内装材 ぎふ証明材及び性能表示材等の使用量 (m²) × 2千円/m²</p>	<p>上限 200,000円 下限 150,000円</p> <p>国補助金等との併用あり (補助金額×0.55) 上限 110,000円 下限 82,000円</p>
県内リノベーションタイプ	<p>(補助金額) 構造材、準構造材及び内装材の県産材使用量に応じて、①、②、①と②、①と③、②と③又は①と②と③の額を助成 (上限140,000円、下限40,000円)</p> <p>①構造材 性能表示材等の使用量 (m³) × 2万円/m³</p> <p>②準構造材 ぎふ証明材、性能表示材等の使用量 (m³) × 2万円/m³</p> <p>③内装材 ぎふ証明材、性能表示材等の使用量 (m²) × 2千円/m²</p> <p>(内装材の性能表示材等加算) 内装材に性能表示材等を使用した場合、下記金額を加算 (上限20,000円)</p> <p>・内装材 性能表示材等の使用量 (m²) × 400円/m²</p>	<p>上限 160,000円 下限 40,000円</p> <p>国補助金等との併用あり (補助金額×0.55) 上限 88,000円 下限 22,000円</p>

<p>県内改修 タイプ</p>	<p>(補助金額) 内装材の内装材の県産材使用量に応じて、①の額を助成 (上限140,000円、下限40,000円) ①内装材 ぎふ証明材、性能表示材等の使用量 (m²) × 2千円/m²</p> <p>(内装材の性能表示材等加算) 内装材に性能表示材等を使用した場合、下記金額を加算 (上限20,000円) ・内装材 性能表示材等の使用量 (m²) × 400円/m²</p>	<p>上限 160,000円 下限 40,000円</p> <p>国補助金等との併用あり (補助金額×0.55) 上限 88,000円 下限 22,000円</p>
---------------------	---	--

別表 3 (第 5 条関連) 申請枠登録申込書の添付書類

申請枠登録申込書 (様式第 1 号) には次の書類を添付するものとする。

①	(建築基準法第 6 条第 1 項に基づく申請が必要な住宅) 同項の規定による確認申請書 (第一面から第四面) 及び確認済証若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の写し (上記以外の住宅) 建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図 (内装材条件に該当する場合は、設置予定箇所を平面図・展開図等への色付け等により示すこと)
④	移住定住枠に申し込む場合 ・ 県内新築タイプ申込者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の 4 月 1 日から遡り 3 年前の 4 月 1 日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類 (住民票、運転免許証等の写し)

別表4（第6条関連）補助住宅申込書兼補助金交付申請書の添付書類
（県内新築タイプ）

補助住宅申込書兼補助金交付申請書（県内）（様式第2号の1）には次の書類を添付するものとする。なお、第5条に定める申請枠登録の申込時から申請内容に変更がない場合、次の①確認申請書及び確認済証の写し又は建築工事届の写し、②位置図、③平面図、⑨県内へ転入前の住所が確認できる書類は提出不要とする。

①	（建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅） 同項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し （上記以外の住宅） 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図
④	木材使用量計算書（様式第3号）
⑤	木材使用量計算書に記載された全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類（例：納品書、出荷証明書等）
⑥	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）
⑦	工事完了日が確認できる書類 （建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅） 同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し （上記以外の住宅） 工事完了日が記載された書類 （例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書の写し等）
⑧	申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し
⑨	振込先口座が確認できる通帳等の写し（表紙と表紙の裏などで、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ）
⑩	振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状（任意様式）
⑪	移住定住枠に申し込む場合 ・ 県内新築タイプ申請者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑫	内装材使用面積計算書（様式第4号）
⑬	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式（芯々で計算）等を記載したもの
⑭	使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類（例：納品書、出荷証明書等）

(県外新築タイプ)

補助住宅申込書兼補助金交付申請書(県外)(様式第2号の2)には次の書類を添付するものとする。なお、第5条に定める申請枠登録の申込時から申請内容に変更がない場合、次の①確認申請書及び確認済証の写し又は建築工事届の写し、②位置図、③平面図は提出不要とする。

①	(建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅) 同項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し (上記以外の住宅) 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図
④	木材使用量計算書(様式第3号)
⑤	木材使用量計算書に記載された全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)
⑥	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)
⑦	工事完了日が確認できる書類 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅) 同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し (上記以外の住宅) 工事完了日が記載された書類(例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)
⑧	申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し
⑨	振込先口座が確認できる通帳等の写し(表紙と表紙の裏などで、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)
⑩	振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状(任意様式)
⑪	(見学会又は広報を実施済みの場合) 見学会実施報告書(様式第13号の1)又は広報実施報告書(様式第13号の2) (見学会又は広報が未実施である場合)※ 見学会実施計画及び誓約書(様式第13号の1)又は広報実施計画及び誓約書(様式13号の2)
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑫	内装材使用面積計算書(様式第4号)
⑬	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式(芯々で計算)等を記載したもの
⑭	内装材が「ぎふ証明材」であることを証明する書類 (例:納品書、出荷証明書等)

※見学会又は広報の実施後、当該年度の3月15日(閉庁日の場合はその直前の開庁日)までに実施報告書(様式第13号の1又は2)を提出すること。

(県内リノベーションタイプ)

補助住宅申込書兼補助金交付申請書(リノベーション)(様式第2号の3)には次の書類を添付するものとする。

①	建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅 ・同項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し 建築基準法第15条第1項に基づく届け出が必要な住宅 ・同項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	木材使用量計算書(様式第3号)
④	木材使用量計算書に記載された全ての構造材及び準構造材の使用が確認できる書類、構造材が「性能表示材等」であることを証明する書類及び準構造材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)
⑤	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)
⑥	工事完了日が確認できる書類 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅) 同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し (上記以外の住宅) 工事完了日が記載された書類(例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)
⑦	申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し
⑧	振込先口座が確認できる通帳等の写し(表紙と表紙の裏などで、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)
⑨	振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状(任意様式)
⑩	移住定住枠に申し込む場合 ・県内リノベーションタイプ申請者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)
⑪	県が実施する「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」を併せて受ける場合 ・「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」の申請書の写し及び工事費内訳書の写し
⑫	県が実施する「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金を併せて受ける場合 ・「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金の申請書の写し及び工事費内訳書の写し
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑬	内装材使用面積計算書(様式第4号)
⑭	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式(芯々で計算)等を記載したもの
⑮	使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)

(県内改修タイプ)

補助住宅申込書兼補助金交付申請書(改修)(様式第2号の4)には次の書類を添付するものとする。

①	建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅 ・同項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し 建築基準法第15条第1項に基づく届け出が必要な住宅 ・同項の規定による建築工事届の写し
②	施工場所を示した位置図
③	内装材使用面積計算書(様式第4号)
④	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式(芯々で計算)等を記載したもの
⑤	使用する木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)
⑥	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)
⑦	工事完了日が確認できる書類 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅) 同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し (上記以外の住宅) 工事完了日が記載された書類 (例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)
⑧	振込先口座が確認できる通帳等の写し(表紙と表紙の裏などで、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)
⑨	振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状(任意様式)
⑩	移住定住枠に申し込む場合 ・県内改修タイプ申請者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)
⑪	県が実施する「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」を併せて受ける場合 ・「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」の申請書の写し及び工事費内訳書の写し
⑫	県が実施する「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金を併せて受ける場合 ・「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金の申請書の写し及び工事費内訳書の写し

受付番号	枠
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申請枠登録申込書

申込日： 年 月 日

岐阜県知事 様

【申込者】 氏 住 所 ふりがな 氏 名 連絡先(電話番号)
--

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）第5条第2項の規定に基づき、補助住宅申請枠登録を受けたいので、下記のとおり申込みます。
記

1 住宅概要	建築場所	県 市町村	
	工事完了予定	年 月見込	
	住宅の仕様	木造 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <small>※該当するものに☑をつけてください</small>	
		延べ床面積（住宅の部分の面積） m ²	
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号		
(問い合わせ先)	担当者： (TEL: - -)		
2 申請予定内容	併用の有無(国補助金等)	<input type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし	
	事業タイプ	<input type="checkbox"/> 県内新築タイプ <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ	
	移住定住枠	<input type="checkbox"/> 申し込む <small>※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能</small>	
	補助金申請額 <small>※併用なし(⑤+⑥) ※併用あり(⑤+⑥)×0.55</small>	_____円 ※1,000円未満切り捨て	
	【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て		
	項目	内容	数量・金額
	①構造材 総使用量(A)		m ³
	②構造材 県産材率(B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)	%
	③構造材 性能表示材等使用量(B)	m ³ ×20,000円/m ³	円
	④内装材 ぎふ証明材使用面積	m ² ×2,000円/m ²	円
⑤補助金額 小計③+④	補助金上限額 県内新築300,000円 県外新築200,000円	円	
⑥内装材性能表示材等加算 性能表示材等使用面積 <small>※県内新築タイプのみ対象</small>	m ² ×400円/m ² ※加算額上限20,000円	円	
計(⑤+⑥)		円	

	県産材住宅PR 実施予定内容	(県外新築タイプ申込予定者のみ記入) <input type="checkbox"/> 構造見学会 <input type="checkbox"/> 完成見学会 <input type="checkbox"/> 広報(ホームページ, SNS等) 実施予定： 年 月
3 誓約・同意事項	<p>【誓約事項】申請枠登録にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りが無いこと、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】申請枠登録にあたり、下記の事項に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。 <p style="text-align: center;">< 申込者 > 署名</p>	

< 添付資料 >

- ① 確認申請書（第一面から第四面）及び確認済証の写し（建築確認が必要でない地域は建築工事届の写し）
- ② 建築場所を示した位置図
- ③ 各階の平面図（内装材条件に該当する場合は、設置予定箇所を平面図・展開図等への色付け等により示すこと）
- ④ 県内新築タイプ申込予定者が移住定住枠を申し込む場合、工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）

注) 申請内容（工事完了予定月、木材使用量、補助金申請額、国補助金等との併用の有無 等）が変更、又は取下げとなった場合には、速やかにこの申込書を提出した農林事務所又は県産材流通課へ連絡してください。

受付番号	
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書(県内)

申請日： 年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 氏 住 所 ふりがな 氏 名 連絡先(電話番号)
--

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 住宅概要	建築場所	岐阜県 _____ 市町村 _____		
	工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 <small><工事完了日の定義> 完了検査(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項)が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書(様式第6号)等に記載された工事完了日とします。</small>		
	住宅の仕様	木造 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <small>※該当するものに☑をつけてください</small>		
		延べ床面積(住宅の部分の面積) _____ m ²		
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号			
	(問い合わせ先)	担当者： _____ (TEL: _____ - _____ - _____)		
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	<input type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし		
	移住定住枠	<input type="checkbox"/> 申し込む <small>※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能</small>		
	補助金申請額 <small>※併用なし(⑤+⑥) ※併用あり(⑤+⑥)×0.55</small>	_____ 円 <small>※1,000円未満切り捨て</small>		
	【内訳】 当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て			
	項 目	内 容	数量・金額	
	①構造材 総使用量(A)		m ³	
	②構造材 県産材率(B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)	%	
	③構造材 性能表示材等使用量(B)	m ³ ×20,000円/m ³	円	
	④内装材 ぎふ証明材使用面積	m ² × 2,000円/m ²	円	
	⑤金額 小計③+④	補助金上限額300,000円以内の額		円
⑥内装材 性能表示材等使用面積	m ² × 400円/m ² <small>※加算額上限20,000円</small>	円		
計 (⑤+⑥)			円	

3 申請枠登録	□ 有 □ 無																
4 誓約・同意事項	<p>【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。 <p><申請者></p> <p>署名 _____</p>																
5 振込先口座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">金融機関名</th> <th style="width: 25%;">預金種別</th> <th style="width: 25%;">金融機関コード</th> <th style="width: 25%;">店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">銀行 金庫 組合</td> <td>※該当のものに☑をつける □ 普通 □ 当座 □ その他 ()</td> <td style="text-align: center;">口 座 番 号 (右詰記入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支店 支所 出張所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1字空け、濁点は1文字として記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">カナ</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">漢字</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番	銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける □ 普通 □ 当座 □ その他 ()	口 座 番 号 (右詰記入)		支店 支所 出張所				カナ		漢字	
金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番														
銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける □ 普通 □ 当座 □ その他 ()	口 座 番 号 (右詰記入)															
支店 支所 出張所																	
カナ																	
漢字																	

<添付資料>

※申請枠登録時の申込内容から変更がない場合、①確認申請書及び確認済証の写し、又は建築工事届の写し②位置図、③平面図、⑨県内へ転入前の住所が確認できる書類は提出不要です。

① (建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅)

同項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

(上記以外の住宅)

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し

②建築場所を示した位置図

③各階の平面図

④木材使用量計算書(様式第3号)

⑤木材使用量計算書に記載された全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)

⑥ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)

⑦工事完了日が確認できる書類

(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅)

同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

(上記以外の住宅)

工事完了日が明記された書類

(例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)

⑧申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し

⑨振込先口座が確認できる通帳等の写し(表紙と表紙の裏など、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)

⑩振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状(任意様式)

⑪移住定住枠を申し込む場合、工事完了時に県外に居住、又は申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)

以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付

⑫内装材使用面積計算書（様式第4号）

⑬内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式（芯々で計算）等を記載したもの

⑭使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類
（例：納品書、出荷証明書等）

受付番号	県外
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書(県外)

申請日： 年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 氏 住 所 ふりがな 氏 名 連絡先(電話番号)

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 住宅概要	建築場所	県 _____ 市町村 _____			
	工事完了日	年 _____ 月 _____ 日 <small><工事完了日の定義> 完了検査(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項)が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書(様式第6号)等に記載された工事完了日とします。</small>			
	住宅の仕様	木造 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <small>※該当するものに☑をつけてください</small>			
		延べ床面積(住宅の部分の面積)		m ²	
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号				
(問い合わせ先)	担当者：	(TEL：	-	-)
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	<input type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし			
	補助金申請額 ※併用なし(③+④) ※併用あり(③+④)×0.55	_____ 円 ※1,000円未満切り捨て			
	<small>【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ②④の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て</small>				
	項 目	内 容	数 量・金 額		
	①構造材 総使用量(A)			m ³	
	②構造材 県産材率(B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)		%	
	③構造材 性能表示材等使用量(B)	m ³ ×20,000円/m ³		円	
④内装材 ぎふ証明材使用面積	m ² × 2,000円/m ²		円		
計(③+④) 補助金上限額200,000円以内の額			円		

3 申請枠登録	□ 有 □ 無															
4 誓約・同意事項	<p>【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用したことを誓約します。 ・要領第9条の規定により現地確認の対象となった際は、現地確認の立ち合い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。 <p><申請者></p> <p>署名 _____</p>															
5 振込先口座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">金融機関名</th> <th style="width: 20%;">預金種別</th> <th style="width: 30%;">金融機関コード</th> <th style="width: 30%;">店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">銀行 金庫 組合</td> <td rowspan="2"> ※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="text-align: center;">口 座 番 号 (右詰記入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支店 支所 出張所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1字空け、濁点は1文字として記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">カナ</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漢字</td> <td></td> </tr> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番	銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口 座 番 号 (右詰記入)		支店 支所 出張所			カナ		漢字	
金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番													
銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口 座 番 号 (右詰記入)														
支店 支所 出張所																
カナ																
漢字																

<添付資料>

※申請枠登録時の申込内容から変更がない場合、①確認申請書及び確認済証の写し、又は建築工事届の写し②位置図、③平面図は提出不要です。

① (建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅)

同項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

(上記以外の住宅)

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し

②建築場所を示した位置図

③各階の平面図

④木材使用量計算書(様式第3号)

⑤木材使用量計算書に記載された全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類

(例: 納品書、出荷証明書等)

⑥ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)

⑦工事完了日が確認できる書類

(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅)

同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

(上記以外の住宅)

工事完了日が明記された書類

(例: 工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)

⑧申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し

⑨振込先口座が確認できる通帳等の写し(表紙と表紙の裏など、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)

⑩振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状(任意様式)

⑪住宅を施工する工務店等が実施した見学会実施報告書(様式第13号の1)又は広報実施報告書(様式第13号の2)

もしくは、見学会実施計画及び誓約書（様式第13号の1）又は広報実施計画及び誓約書（様式第13号の2）

以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付

⑫内装材使用面積計算書（様式第4号）

⑬内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式（芯々で計算）等を記載したもの

⑭内装材が「ぎふ証明材」であることを証明する書類
（例：納品書、出荷証明書等）

受付番号	リ
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書(リノベーション)

申請日： 年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 氏 住 所 ふりがな 氏 名 連絡先(電話番号)
--

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 住宅概要	施工場所	岐阜県 市町村		
	工事完了日	年 月 日		
	住宅の仕様	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 () <small>※該当するものに☑をつけてください</small>		
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号			
	(問い合わせ先)	担当者：	(TEL: - -)	
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	<input type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし		
	移住定住枠	<input type="checkbox"/> 申し込む <small>※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能</small>		
	補助金申請額 ※併用なし(⑥+⑦) ※併用あり(⑥+⑦)×0.55	_____円 ※1,000円未満切り捨て		
	【内訳】 当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①②③④の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ⑤⑦の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て			
	項 目	内 容	数量・金額	
	①構造材 総使用量		m ³	
	②構造材 性能表示材等使用量		m ³	
	③準構造材 ぎふ証明材使用量		m ³	
	④金額 小計②+③	m ³ ×20,000円/m ³	円	
	⑤内装材 ぎふ証明材使用面積	m ² × 2,000円/m ²	円	
⑥金額 小計④+⑤	補助金上限額140,000円以内の額		円	
⑦内装材 性能表示材等使用面積	m ² ×400円/m ² ※加算額上限20,000円	円		
計 (⑥+⑦)			円	

	岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の申請 ※有の場合、岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の補助対象経費から、当補助金の額を減額すること	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の申請 ※有の場合、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の補助対象経費から、当補助金の補助対象経費を減額すること	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

3 誓約・同意事項	<p>【誓約事項】 補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、準構造材、内装材に対する県の他の補助金（ただし、岐阜県住宅リフォーム支援事業補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金及び岐阜県空き家総合整備事業費補助金を除く）又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りが無いこと、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】 補助住宅の申請にあたり、下記の事項に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。 <p><申請者></p> <p>署名</p>
-----------	--

4 振込先口座	<table border="1"> <tr> <th>金融機関名</th> <th>預金種別</th> <th colspan="4">金融機関コード</th> <th colspan="2">店番</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行 金庫 組合</td> <td>※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td colspan="6">口座番号(右詰記入)</td> </tr> <tr> <td>支店 支所 出張所</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード				店番		銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座							<input type="checkbox"/> その他 ()	口座番号(右詰記入)						支店 支所 出張所								
	金融機関名	預金種別	金融機関コード				店番																										
	銀行 金庫 組合	※該当のものに☑をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																															
		<input type="checkbox"/> その他 ()	口座番号(右詰記入)																														
支店 支所 出張所																																	
氏 名																																	
口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間を1字空け、濁点は1文字として記入してください。																																	
カナ																																	
漢字																																	

<添付資料>

- ①建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅
 - ・同項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- 建築基準法第15条第1項に基づく届け出が必要な住宅
 - ・同項の規定による建築工事届の写し
- ②施工場所を示した位置図
- ③木材使用量計算書（様式第3号）
- ④木材使用量計算書に記載された全ての構造材及び準構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」又は「ぎふ証明材」であることを証明する書類（例：納品書、出荷証明書等）
- ⑤ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）
- ⑥工事完了日が確認できる書類
 - （建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅）
 - 同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
 - （上記以外の住宅）
 - 工事完了日が明記された書類
 - （例：工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等）
- ⑦申請住宅が分譲住宅又は建売住宅の場合、売買契約書の写し
- ⑧振込先口座が確認できる通帳等の写し（表紙と表紙の裏など、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ）

- ⑨振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状（任意様式）
- ⑩移住定住枠を申し込む場合、工事完了時に県外に居住、又は申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）
- ⑪県が実施する「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」を併せて受ける場合、「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」の申請書の写し及び工事費内訳書の写し
- ⑫県が実施する「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金を併せて受ける場合、「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係る補助金の申請書の写し及び工事費内訳書の写し

以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付

- ⑬内装材使用面積計算書（様式第4号）
- ⑭内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式（芯々で計算）等を記載したもの
- ⑮使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類
（例：納品書、出荷証明書等）

受付番号	改修
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書 (改修)

申請日： 年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒 住 所 ふりがな 氏 名 連絡先(電話番号)

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領 (以下「要領」という。) 第6条第1項の規定に基づき、補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 住宅概要	施工場所	岐阜県 _____ 市 町 村		
	工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
	住宅の仕様	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <small>※該当するものに☑をつけてください</small>		
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号			
	(問い合わせ先)	担当者：	(TEL: _____ - _____ - _____)	
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	<input type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし		
	移住定住枠	<input type="checkbox"/> 申し込む <small>※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能</small>		
	補助金申請額 ※併用なし(①+②) ※併用あり(①+②)×0.55	_____ 円 ※1,000円未満り捨て		
	項 目	内 容	数 量 ・ 金 額	
	①内装材 ぎふ証明材使用面積	m ² × 2,000 円/m ² ※上限 140,000 円	_____ 円	
	②内装材 性能表示材等使用面積	m ² × 400円/m ² ※加算額上限 20,000 円	_____ 円	
	計 (①+②)		_____ 円	
	岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の申請 <small>※有の場合、岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の補助対象経費から、当補助金の額を減額すること</small>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の申請 <small>※有の場合、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の補助対象経費から、当補助金の補助対象経費を減額すること</small>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

3 誓約・同意事項

【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。

- ・内装材に対する県の他の補助金（ただし、岐阜県住宅リフォーム支援事業補助金及び岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金を除く）又は利子補給とは併用しないことを確認し、誓約します。
- ・要領第9条の規定により現地確認の対象となった際は、現地確認の立ち合い等県に全面的に協力することを誓約します。
- ・国補助金等との併用の有無に偽りが無いこと、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。

【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項に同意します。

- ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。

<申請者>

署名

4 振込先口座

金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番
銀行 金庫 組合	※該当のものに☑ をつける <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()		
支店 支所 出張所		口座番号(右詰記入)	
氏名			
口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1字空け、濁点は1文字として記入してください。			
カナ			
漢字			

<添付資料>

- ①建築基準法第6条第1項に基づく申請が必要な住宅
 - ・同項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
 - 建築基準法第15条第1項に基づく届け出が必要な住宅
 - ・同項の規定による建築工事届の写し
- ②施工場所を示した位置図
- ③内装材使用面積計算書（様式第4号）
- ④内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、その寸法及び面積計算式（芯々で計算）等を記載したもの
- ⑤使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類（例：納品書、出荷証明書等）
- ⑥ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）
- ⑦工事完了日が確認できる書類（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査が必要な住宅）
同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（上記以外の住宅）
工事完了日が明記された書類（例：工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等）
- ⑧振込先口座が確認できる通帳等の写し（表紙と表紙の裏などで、名義名「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ）
- ⑨振込先口座の名義が申請者と異なる場合、委任状（任意様式）
- ⑩移住定住枠を申し込む場合、県外に居住、又は申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合で、①により県内へ転入前の住所が確認できない場合は、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）
- ⑪県が実施する「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」を併せて受ける場合、「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」の申請書の写し及び工事費内訳書の写し
- ⑫県が実施する「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する空き家の改修に係

る補助金を併せて受ける場合、「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を活用して市町村が実施する
空き家の改修に係る補助金の申請書の写し及び工事費内訳書の写し

内装材使用面積計算書

事業タイプ ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 県内新築タイプ <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ <input type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ <input type="checkbox"/> 県内改修タイプ
申請者氏名	

部材名称	樹種	規格			1本あたりの面積 (m ²)	数量 (枚)	内装材使用面積 (m ²)		ぎふ証明材最終証明者 会社名・登録番号	性能表示材等認定工場名・認定番号又はセンター検査番号 ※加算の場合記載	使用箇所 (該当箇所に○)		
		厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)			うち、性能表示材等加算面積 (m ²)	JAS			床	壁	天井
計						①	②						
うち、JAS 製品使用面積													
うち、ぎふ性能表示材使用面積													

◆補助対象面積計算書

	補助対象面積 (m ²)
① 内装材使用面積	
② ①のうち、性能表示材等加算面積	

- 注) 1 県産材の証明となるもの（岐阜証明材推進制度による伝票の写し等）を5年間保管すること
 2 面積は、1本あたりの面積について小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで求め、1本あたりの面積に数量（枚）を掛けたものを記載すること（第2位以下切り捨て）
 3 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS 製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること
 4 性能表示材等が JAS 製品の場合は、性能表材等認定工場の JAS 欄に JAS 製品の区分を記入すること

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書

事業タイプ ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 県内新築タイプ <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ <input type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ <input type="checkbox"/> 県内改修タイプ
申請者氏名	

1 建築（施工）場所

県	市 町 村
---	-------

2 添付写真（カラーのもの） ※該当するものに☑

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2 枚以上 （別の角度から 撮影したもの）	<input type="checkbox"/>
別添②	住宅内部写真（工事完了後のもの）	2 枚以上	<input type="checkbox"/>
別添③	県産材使用状況が分かる構造材（梁、桁、柱、土台等） の写真	計 4 枚以上 （各 1 枚以上）	<input type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真（内装材 の補助を申請する場合）	計 4 枚以上 （各 2 枚以上）	<input type="checkbox"/>

（県内リノベーションタイプ）

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2 枚以上	<input type="checkbox"/>
別添④	県産材使用状況が分かる構造材（梁、桁、柱、土台等） 及び準構造材（間柱、筋かい）の写真	計 2 枚以上 （各 1 枚以上）	<input type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真 （内装材の補助を申請する場合）	計 4 枚以上 （各 2 枚以上）	<input type="checkbox"/>

（県内改修タイプ）

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2 枚以上	<input type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真	計 4 枚以上 （各 2 枚以上）	<input type="checkbox"/>

様式第5号（住宅概要書）別添①

（県内新築タイプ・県外新築タイプ・県内リノベーションタイプ・県内改修タイプ）

①-1 住宅全景写真（工事完了後のもの）

①-2 住宅全景写真（工事完了後のもの）

様式第5号（住宅概要書）別添②

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

②-1 住宅内部写真（工事完了後のもの）	部屋の名称：
②-2 住宅内部写真（工事完了後のもの）	部屋の名称：

様式第5号（住宅概要書）別添③

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

③-1 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真	構造材の名称：
③-2 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真	構造材の名称：

様式第5号（住宅概要書）別添③（続き）

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

③－3 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真	構造材の名称：
③－4 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真	構造材の名称：

様式第5号（住宅概要書）別添④

（県内リノベーションタイプ）

④－1 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真	構造材又は準構造材の名称：
④－2 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真	構造材又は準構造材の名称：

様式第5号（住宅概要書）別添⑤

（県内新築タイプ・県外新築タイプ・県内リノベーションタイプ・県内改修タイプ）

※県内新築タイプ、県外新築タイプ及び県内リノベーションタイプは、内装材の補助を申請する場合

⑤-1 内装工事の着手前の該当箇所の写真	部屋の名称：
⑤-1 内装工事の着手後の該当箇所の写真	

様式第5号（住宅概要書）別添⑤（続き）

（県内新築タイプ・県内リノベーションタイプ・県内改修タイプ）

※県内新築タイプ、県外新築タイプ及び県内リノベーションタイプは、内装材の補助を申請する場合

⑤-2 内装工事の着手前の該当箇所の写真	部屋の名称：
⑤-2 内装工事の着手後の該当箇所の写真	

工事完了報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

（申請者）

ぎふの木で家づくり支援事業（県内新築・県外新築・県内リノベーションタイプ・県内改修タイプ）の申請住宅において、下記のとおり、施工工務店等による工事が完了したことを報告します。

年 月 日

（申請者）

様

【工事施工者（施工工務店等）】

〒
住 所
会社名
代表者
電話番号

下記のとおり住宅工事が完了したことを報告します。

1 施工場所

2 工事完了日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅内容変更届

年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 氏名
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

年 月 日付けで提出したぎふの木で家づくり支援事業補助住宅（申請枠登録申込書・申込書兼補助金交付申請書）について、下記のとおり内容を変更したいのでぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領第8条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

○変更の内容とその理由

【国補助金等との併用の有無の変更】

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 国補助金等との併用「有り」→「無し」に変更 |
| <input type="checkbox"/> 国補助金等との併用「無し」→「有り」に変更 |
| ※該当するものに☑をつけてください |

【上記以外の変更】※申請枠登録申込書の内容変更の場合、補助金額が増となる場合のみ

変 更 内 容	理 由

注) 1 申込書等に準じて変更部分の関係書類を提出してください。

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申請取り下げ書

年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者】 ㊦ 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

年 月 日付で提出したぎふの木で家づくり支援事業補助住宅（申請枠登録
申込書・申込書兼補助金交付申請書）について下記の理由により取り下げたいのでぎふの木で
家づくり支援事業費補助金実施要領第8条第3項の規定により提出します。

記

取下げ理由

--

様

岐阜県知事

年度ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の交付決定及び額の確定について

年 月 日付けで申請のあった、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項、第14条及びぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領第10条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった年度ぎふの木で家づくり支援事業とし、その内容は下記のほか、申請書に記載されているとおりとします。

事業タイプ： タイプ
（県内新築タイプ、県外新築タイプ、県内リノベーションタイプ、県内改修タイプを記載）

- 2 補助金の額は、次のとおりとします。

補助金の額： 円

- 3 補助事業者は次に掲げる法令、通知等の定めに従ってください。
 - （1）岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）
 - （2）岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知）
 - （3）ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（平成19年3月23日付け県流第508号林政部長通知）

- 4 補助金交付の条件は、前記3に定めるもののほか、次のとおりとする。
知事は、補助事業者が交付決定に付した条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 5 補助事業者は、この事業に関する書類について、補助金が交付された翌年度から起算して5年間保管してください。

県流第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅不採択について

（抽選による不採択の場合）

年 月 日付けのぎふの木で家づくり支援事業補助住宅の申込について、抽選の結果、補助住宅として不採択となりましたので通知します。

（補助条件を満たしていない場合）

年 月 日付けのぎふの木で家づくり支援事業補助住宅の申込について、下記の理由により補助住宅としての要件を満たしておらず、不採択となりましたので通知します。

記

理 由：

様式第12号（補助住宅採択結果通知書）

県流第 号
年 月 日

（農林事務所長） 様

県産材流通課長

補助住宅採択結果について

年度ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅採択結果について別紙一覧表のとおりとなりましたので通知します。

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ） 見学会に関する実施報告書（実施計画及び誓約書）

年 月 日

岐阜県知事 様

（申請者）

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ）で申請した住宅において、下記のとおり、
施工工務店等による見学会が実施（計画）されましたので報告します。

年 月 日

（申請者）

様

【見学会実施者（施工工務店等）】

〒

住 所

会社名

代表者

電話番号

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ）で貴殿が申請した下記の住宅において、
ぎふの木の家に関する見学会を下記のとおり計画し、岐阜県産材についてのPRを実施し
ましたので報告します。（実施することを誓約します。）

記

1 建築場所	都道府県 市町村
2 内容	<input type="checkbox"/> 構造見学会 <input type="checkbox"/> 完成見学会 ※該当するものに☑をしてください
3 実施（予定）日	年 月 日
4 見学会での 岐阜県産材 PR内容	<input type="checkbox"/> 参加者への岐阜県産材についての説明 <input type="checkbox"/> 岐阜県産材についてのポスター、のぼり等を設置 <input type="checkbox"/> 岐阜県産材についてのチラシ等の配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 見学会の 広報内容	<input type="checkbox"/> DM（ 名） <input type="checkbox"/> チラシ配布 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 参加（予定）組数	組

※実績報告の場合は、見学会の概要が分かる書類（チラシ、参加者の様子や岐阜県産材についてのPR実施
状況が分かる写真等）を2点以上添付すること

※（交付申請書の提出時にPR未実施の場合）当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）
までに実施報告書を提出すること

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ）
広報に関する実施報告書（実施計画及び誓約書）

年 月 日

岐阜県知事 様

（申請者）

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ）で申請した住宅において、下記のとおり、
施工工務店等による広報が実施（計画）されましたので報告します。

年 月 日

（申請者）

様

【広報実施者（施工工務店等）】

〒

住 所

会社名

代表者

電話番号

ぎふの木で家づくり支援事業（県外新築タイプ）で貴殿が申請した下記の住宅において、
ぎふの木の家に関する広報を下記のとおり計画し、岐阜県産材についてのPRを実施しまし
たので報告します。（実施することを誓約します。）

記

1 建築場所	都道府県	市町村
2 広報媒体	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> SNS（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※該当するものに☑をしてください	
3 掲載内容	下記の内容を全て掲載しました。（掲載することを誓約します。） <input type="checkbox"/> 住宅の写真（施工中でも可） <input type="checkbox"/> 「岐阜県産材を使った」旨の文言 <input type="checkbox"/> 「ぎふの木で家づくり支援事業を申請する」旨の文言 ※ホームページを活用した場合 <input type="checkbox"/> 県ホームページ（ぎふの木で家づくり支援事業トップページ）のリンク ※SNSを活用した場合 <input type="checkbox"/> 「#ぎふの木の家」のハッシュタグ	
4 掲載（予定）日	年	月 日
5 URL		

※掲載内容が分かる書類（ホームページ画面を印刷したもの等）を添付すること

※特段の事情がない限り、掲載を当該年度の3月末日まで削除しないこと

※（交付申請書の提出時にPR未実施の場合）当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）
までに実施報告書を提出すること

ぎふの木で家づくり支援事業補助金交付請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

【申請者兼発行責任者】 〒 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号
--

年 月 日付け県流第 号により補助金の交付決定及び額の確定通知があった 年度ぎふの木で家づくり支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領第11条の規定により補助金交付請求します。

記

- 1 事業タイプ 県内新築タイプ 県外新築タイプ
(該当するものに○)
- 県内リノベーションタイプ 県内改修タイプ
- 2 県補助金額 金 円